

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所 保安規定）【4】
2. 日時：令和4年8月24日 13時30分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、大野主任安全審査官、小野安全審査官、伊藤原子力規制専門員

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 課長 他7名

原子力本部 原子力部 副長 他5名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他2名

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他2名※

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 専任副長 他2名※

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 統括 他2名※

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他4名※

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 部長 他2名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理）総括マネージャー 他4名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他2名※

## 5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、保安規定変更に係る基本方針（BWR）について、令和4年8月17日の提出資料に基づき説明があった。また、東北電力株式会社から、女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和4年7月20日及び8月17日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（66条先行BWRプラントとの比較表）】

- 所内常設蓄電式直流電源設備である125V充電器、蓄電池が動作不能の場合の要求される措置について、動作不能となる設備毎に要求される措置を整理し、先行審査プラントとの記載の相違を踏まえ説明すること。
- 「代替所内電気設備」と「緊急時対策所の代替電源設備」の関係性について整理し、説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社及び東北電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他  
なし